



食の安全・安心を届ける飲食店経営者の皆さまへ 米トレーサビリティ法をご存じですか？

米トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）が、平成21年4月に公布されました。

具体的には、米・米加工品に関わる全ての事業者が以下の取り組みを行うことを義務付けています。

食品の安全確保に努めて頂いている飲食業界の皆さまは、これからも安全で安心できる食事の提供のために、米トレーサビリティ法を正しく知ることから始めましょう。

お米の産地名が消費者の皆さんにわかるよう 産地情報のリレーが行われています。



米トレーサビリティ法の目的

生産から販売・提供までの各段階を通じ、米・米加工品の移動をわかるようにすることで、問題が発生した場合などに流通ルートを速やかに特定でき、事業者の皆さんにとっても、コストをかけずに混乱や消費者の買い控えを避けることができます。



国や道の行政機関では、各事業者の皆さんが米トレーサビリティ法を十分理解し、取引記録の作成・保存、消費者への産地情報の伝達が適正に行われているか、直接店舗に出向いて検査をしています。

罰則等は
4ページ

記録 義務 その1

取引(仕入等)記録の作成・保存

米・米加工品を ①取引、②事業所間の移動、③廃棄などを行った場合、その記録を作成し、保存しなければなりません。（原則として3年間）

実際の取引で交わされる伝票類（帳簿も可）に以下の事項が記載されていれば、その伝票類を保存することで義務を果たしたことになります。

記録 項目



産地名等の
記録もが無いか
チェックしましょう！

- ① 品名 -- 取引において通常用いている名称（お米の記録とわかる名称）
- ② 産地名 -- 仕入先からの産地伝達にもとづき「国内産」や「北海道産」「○○県産」など
- ③ 数量 --- 取引において通常用いている単位（○○kgや○袋など）
- ④ 年月日 -- 搬出入した月日（受発注日でも可能）
- ⑤ 取引先名 - 取引先の氏名又は名称
- ⑥ 搬出入した場所 - 場所が特定できるような名称又は所在地

参考例1 納品書

⑥搬入場所	お客様No. 000777 〒■■■■-■■■■■ 北海道札幌市●●区1条1丁目1-1 株式会社 米レストラン駅前店 様	④年月日												
下記のとおり納品いたします。														
③数量	売上 納品書・平成29年11月1日													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>NO.</th> <th>商品コード</th> <th>商品名・規格</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>北海道産</td> <td>ななつぼし(5kg)</td> <td>10</td> <td>1,500</td> <td>15,000</td> </tr> </tbody> </table>			NO.	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額	1	北海道産	ななつぼし(5kg)	10	1,500	15,000
NO.	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額									
1	北海道産	ななつぼし(5kg)	10	1,500	15,000									
②産地名	①品名	⑤取引先名												
備考	農林米穀株式会社 札幌支店 北海道札幌市●●区2条2丁目2 TEL0110-234-7890 FAX0110-234-8901													

参考例2 領収証

⑥搬入場所	④年月日
米レストラン駅前店 様	平成29年11月1日
①品名	②産地名
但 米代として 60kg	★ 21,000 - 北海道産
③数量	上記正に領収いたしました 旭川市○○町1111丁目
コクイ ウケ-78	米作 太郎
⑤取引先名	米作 太郎

店舗で伝達している産地の根拠は、必ず記録として作成して下さい。



注：住所は「産地名」とはならないのでご注意下さい！



伝達 義務 そのII

消費者への産地情報の伝達方法

飲食店で消費者に米飯類を提供する場合は、取引先（入荷先）の業者から伝達されたお米の産地情報に基づいて、消費者へ産地情報を伝達しなければなりません。

具体的な産地情報の伝達方法は、①店内に産地を記載したポップを掲示、②メニューに産地名を記載、③入口の看板に産地名を記入ーなど、消費者に産地名がわかるようにして下さい。



①店内にポップ等を掲示する

産地名は、仕入先から伝達された産地情報に基づき、「国内産」「アメリカ産」などの国名、都道府県名、又は市町村名を伝達して下さい。

飲食店では、消費者へ提供する「米飯類」のみ、産地情報の伝達が必要となります。また、冷凍加工米飯を加熱・調理し、提供する場合も産地伝達の対象となります。



②メニュー表に産地を記載



①～③のいずれかの伝達方法でOKです。

仕入先から伝達されたお米の産地情報に基づいて
消費者の皆さんに様々な方法で
産地情報を伝達することができます。

③店舗入口看板に産地を記入



Q

&

A

Q

制度の対象になる米・米加工品はどのようなものがありますか？

A

対象品目は以下のとおりです。

- 米飯類・もち・だんご・米菓、清酒・単式蒸留しょうちゅう、みりん
- 米穀（玄米、精米など）
- 米粉や米こうじ等の中間原料

上記品目の生産者を含め、販売、輸入、加工、製造、提供を行う全ての事業者が制度の対象となります。



Q

スーパーで購入した精米のレシートに産地が記載されていない場合は自ら記録する必要があるのですか？

A

飲食店において事業として使用する場合は入荷の記録の作成・保存が必要です。

レシートに産地が記載されていなければ、米袋に表示されている産地名を手書きで追記するなどして購入記録を作成する必要があります。



レシートに産地名が記載されていなければ、米袋に表示されている『産地名』を記入して下さい。

Q

罰則規定はあるのですか？

A

生産者から小売業者、飲食業者に至る流通経路全体でのトレーサビリティ確保のため、伝票等の記録を保存していないかった場合は、50万円以下の罰金が適用になります。

また、一般消費者への産地情報伝達に義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、それに従わなかった場合には、50万円以下の罰金が適用になります。



米トレーサビリティ法には罰則規定 があります

- 取引記録の虚偽記載 → 50万円以下の罰金
- 取引記録の不保持 → 50万円以下の罰金
- 産地情報の虚偽伝達 → 50万円以下の罰金
- ◎ 立入検査の拒否 → **50万円以下の罰金**

★ 一般消費者へ虚偽の伝達をした、または伝達をしていなかった → 勧告（公表）、命令、罰則



米トレーサビリティ法に関する問合せ先（北海道農產物流通監視協議会 構成機関）

■農林水産省 北海道農政事務所 消費・安全部 流通監視課

〒064-8518 札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条ビル
TEL 011-330-8815



検索

■北海道 農政部 生産振興局 農産振興課 水田グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5982

●農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法について詳しい情報を掲載しています。

URL <http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/beikoku/index.html>